

# 「学位論文利用許諾書(修士)」の提出について

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科  
慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター

政策・メディア研究科の修士論文(以下、論文)は、湘南藤沢メディアセンターが提供するサービスを通じて、貴重な情報資源として本学の教育・研究活動に役立てられています。このサービスの一部の実施にあたっては、著作権法の定めにより、著者の許諾が必要です。以下の内容をよくご確認の上、「学位論文利用許諾書(修士)」を提出してください。

## 湘南藤沢メディアセンターが提供するサービス(基本)

すべての論文が対象となります。

### ◆目録情報の公開

- 論文の目録情報<sup>\*</sup>を慶應義塾大学蔵書検索システムへ登録し、塾内外からの検索を可能とする。(慶應義塾大学の学位論文データベースにおいて、論文の目録情報<sup>\*</sup>をシステムに登録し、湘南藤沢キャンパス内からの検索を可能とすることを含みます。)

<sup>\*</sup>目録情報＝著者氏名、論文タイトル、ページ数、大きさ、学位名称、学位授与年度、出版年、学位授与年月日

### ◆冊子体の所蔵と閲覧

- 著者から提出された電子媒体の論文を湘南藤沢メディアセンターが印刷し、冊子として製本する。この冊子体は湘南藤沢メディアセンターの所定の書架に蔵書として配置し、利用者の閲覧に供する。

## 著者の許諾に基づいて湘南藤沢メディアセンターが提供するサービス(任意)

「学位論文利用許諾書(修士)」で著者がサービスの提供を許諾した論文だけが対象となります。

### ◆冊子体の複写

- 湘南藤沢メディアセンターが利用を認めた利用者の学術研究上の求めに応じて、論文を複写し、提供する。なお、複写について許諾された論文の冊子体は、湘南藤沢メディアセンターが利用を認めた利用者(学内者のみ)の学術研究上の求めがあった場合、館外への貸し出しも行う。

### ◆電子媒体の公衆送信

- 慶應義塾大学の学位論文データベースにおいて、論文(電子版)の要旨および(または)全文をシステムに蓄積し、インターネット上で公開(湘南藤沢キャンパス内からのアクセスに限定)する。
- 公開した論文は、閲覧者によるダウンロードおよび印刷を可能とする。

---

## 【著作権について】

「学位論文利用許諾書(修士)」は、著作権のうち複製権、公衆送信権についての許諾をお願いするもので、著作権の譲渡をお願いするものではありません。図書館等における著作物の複製は著作権法31条で、公衆送信権は著作権法23条で定められています。修士論文は公表された著作物にあたるため、1ページの複写でも著作権者の許諾が必要です。

## 【許諾書に関する問い合わせ先】

慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター テクニカルサービス担当 Email:mc-ts@sfc.keio.ac.jp